第9期第2回　東京地方労働審議会　港湾労働部会　議事録

日時：平成31年2月8日（金）

１５：３０～１７：００

場所：東京労働局海岸庁舎

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　4階　会議室

**１　開会**

【島村】では、申し訳ございません。定刻少し前でございますが、皆さまお集まりいただきま

したので、ただ今から、第9期第2回東京地方労働審議会港湾労働部会を開催させて

いただきます。

委員の皆さま方には、ご多忙の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。私、当部

会の進行を務めさせていただきます東京労働局職業対策課長補佐の島村でございます。どう

ぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、当審議会の運営に関する概要を説明させていただきます。

申し訳ございません。お手元の資料、配布資料の1番をお出しください。こちら、東京地方

労働審議会港湾労働部会規程集になっております。

表紙をめくっていただきまして1ページに厚生労働省組織令の抜粋がございますが、こちらのこの組織令の第156条の2、こちらに地方労働審議会の設置と関係労働法令の施行ならびに公共職業安定所の業務に関する重要事項、こちらを調査し審議する旨、規程されております。この法令の中に、港湾労働法が含まれるという形になっております。

続きまして2ページをご覧ください。

地方労働審議会令でございますが、第四条に委員の任期等の規程がございます。委員の任期

は2年。委員は再任されることができるとなっております。

続きまして3ページをご覧ください。

第六条、こちらは部会に関する規程となっております。第1項におきまして部会の設置、第2項に専門委員を指名、第5項に部会長の選任、第7項に部会長の職務代理に係る取り扱いが定められております。第八条、こちらは議事に係る規程でございます。審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の三分の二以上または労働者関係委員、使用者関係委員及び公益関係委員の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開いて議決することができないとなっているところでございます。

続きまして5ページをご覧ください。

こちらは東京地方労働審議会運営規程でございます。第4条第3項におきまして、委員以外

の方からの説明、意見に関する規程、第5条におきまして議会は原則公開の取り扱いとなっております。第6条第1項、こちらは議事録の作成と議事録への署名、第2項におきまして議事録及び会議資料の原則公開が規程されております。なお、議事録におきます発言者、こちらも公開されることになりますので、あらかじめご承知いただきますようお願い申し上げます。

続きまして6ページをご覧ください。

第9条第3号に港湾労働部会の設置が規程されております。

7ページをご覧ください。

こちらは東京地方労働審議会港湾労働部会運営規程でございます。第2条に委員の人数といたしまして、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するもの各5名となっているところでございます。

以上、簡単ではございますが、当審議会の運営等に関する概要、こちらを説明させていただきました。

それでは、部会の開催にあたりまして、東京労働局職業安定部長の小林からごあいさつを申

し上げます。

**２　東京労働局職業安定部長挨拶**

【小林】皆さま、お疲れ様でございます。改めまして東京労働局職業安定部長の小林でございます。本日は大変お忙しい中、各委員の皆さまにおかれましては、本部会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から私ども東京労働局ならびにハローワーク品川の業務運営、とりわけ港湾労働関係業務の円滑な運営に格別なご理解とご協力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。

初めに少しだけ、最近の雇用情勢についてお話をさせていただければと思っております。

ご承知のとおり、今、雇用情勢は非常にいいというところで、さまざまな雇用需要、改善が

進んでおります。中でも、ハローワークでお仕事を探されている方、1人に何人分の求人があるのかをお示しする有効求人倍率でございますけれども、直近12月の状況では、2.15倍ということで、これは33カ月連続で2倍を超えて推移をしているという状況でございます。

また、今春高校を卒業される方の高校生の就職内定率でございますけれども、こちらも今、

12月末までで状況を見てきましたところ、だいたい85％ぐらいまで内定が出ているということで、これも非常に高い水準でございます。いずれにしましても、雇用情勢の改善が進んでいるという状況でございます。

しかしながら、労働力不足による人手不足感というのは非常に強まってきているということでございまして、特に中小企業は大変厳しい状況になっております。こういった中、ハローワークに求められる人材確保支援の役割というのが非常に重要になっているものと認識しているところでございます。こうした中、都内のハローワークにおきましては、人材確保支援を最重点課題といたしまして、ハローワークにおけるマッチング機能の充実・強化、特に求人募集しても、なかなか応募者がいないという状況でございますので、求人者支援に軸足を置いた業務展開を強く意識した職業紹介の推進に取り組んでいるところでございます。

求職者が減少している中でマッチングをするというのは、大変厳しい状況にあるわけでござ

いますが、本年度1月末までの東京の就職件数は、約10万件弱というマッチングの成果を得ているところでございます。さらに求人充足というところでいきますと、13万件というところで、一定の成果は得ているのかなと思っております。引き続き、地域の労働力の需給調整機関としてのハローワークの役割をしっかりと果たしていきたいと考えているところでございます。

さて、本題であります本日の本部会でありますが、東京港における港湾労働法の施行状況に

ついて、そして新たな港湾雇用安定等計画案についてご審議いただくということになっております。改めて申し上げるわけではございませんが、東京港は首都圏4,000万人の生活と産業活動を支える国際貿易港であり、わが国の経済活動の重要な役割を担っているというところ

でございます。

こうした中、東京港における今年度上半期の取り扱い貨物量は、速報値で前年同期を上回っ

て推移をしているというところでございまして、今後ますます日本の玄関口として存在感が高まっていくと思っているところでございますし、また、来年開催されます東京オリンピック・パラリンピックなど、こうしたことを背景に社会経済情勢の変化への対応を求められてくると思っております。

その一方で、先ほどご視察いただきましたように、港湾荷役の発展など環境が変化して

も労働力の適正な管理、安全の適正な確保等については、変わらず重要な事項であると認識しております。私ども職業安定行政といたしましては、港湾労働法の港湾雇用安定等計画に基づきまして、港湾における労働力の確保と港湾労働者の雇用の安定、福祉の増進等を図り、関係機関との密接な連携の下、港湾労働法の遵守の徹底と港湾雇用秩序の維持に向けた取り組みをさらに展開してまいりますので、引き続き、皆さまのご協力をお願い申し上げればと思っております。

終わりに、港湾雇用安定等計画案につきましては、後ほど厚生労働本省からご説明をさせて

いただくということになっておりますので、各委員の皆さまにおかれましては、活発なご議論を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、私からのごあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

**３　出席者紹介**

【島村】続きまして、本日ご出席の各委員の皆さま方をご紹介させていただきます。

まず、公益代表委員からご紹介申し上げます。公益代表委員の安齋委員でございます。

【安齋】安齋でございます。よろしくお願いいたします。

【島村】同じく川田委員でございます。

【川田】川田です。よろしくお願いいたします。

【島村】同じく野川委員でございます。

【野川】野川でございます。よろしくお願いいたします。

【島村】同じく山巻委員でございます。

【山巻】山巻でございます。よろしくお願いします。

【島村】なお、原委員につきましては、本日所用により欠席でございます。

続きまして労働者代表委員をご紹介申し上げます。労働者代表委員の髙宮委員でございます。

【髙宮】髙宮です。よろしくお願いします。

【島村】同じく金沢委員でございます。

【金沢】金沢です。よろしくお願いします。

【島村】同じく柏木委員でございます。

【柏木】柏木でございます。よろしくお願いします。

【島村】同じく佐塚委員でございます。

【佐塚】佐塚です。よろしくお願いいたします。

【島村】同じく佐藤委員でございます。

【佐藤】佐藤です。よろしくお願いします。

【島村】次に使用者代表委員をご紹介申し上げます。使用者代表委員の鶴岡委員でございます。

【鶴岡】鶴岡でございます。よろしくお願いします。

【島村】同じく松川委員でございます。

【松川】松川でございます。よろしくお願いいたします。

【島村】同じく碓井委員でございます。

【碓井】碓井でございます。よろしくお願いいたします。

【島村】同じく髙木委員でございます。

【髙木】髙木でございます。よろしくお願いいたします。

【島村】同じく永澤委員でございます。

【永澤】永澤でございます。よろしくお願いいたします。

【島村】次に専門委員をご紹介申し上げます。関東運輸局東京運輸支部次長の山下委員でござ

います。

【山下】山下でございます。よろしくお願いします。

【島村】東京都港湾局長の斎藤委員が本日所用により欠席のため、代理で出席いただきました

港湾経営部の渡邊経営課長でございます。

【渡邊】渡邊です。よろしくお願いします。

【島村】次に関係機関の方をご紹介申し上げます。一般財団法人港湾労働安定協会東京支部、

井上支部長でございます。

【井上】井上でございます。よろしくお願いします。

【島村】厚生労働省職業安定局建設・港湾対策室、吉野室長でございます。

【吉野】吉野でございます。よろしくお願いします。

【島村】同じく港湾労働係、山本係長でございます。

【山本】山本でございます。よろしくお願いします。

【島村】最後に事務局職員を紹介させていただきます。改めまして先ほどごあいさつ差し上げ

ました、東京労働局職業安定部長の小林でございます。

【小林】どうぞよろしくお願いいたします。

【島村】同じく職業対策課長の永野でございます。

【永野】永野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【島村】品川公共職業安定所長の佐藤でございます。

【佐藤】佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【島村】同じく雇用開発部長の田中でございます。

【田中】田中です。よろしくお願いいたします。

【島村】同じく港湾労働課長の能正でございます。

【能正】能正でございます。よろしくお願いします。

【島村】以上で紹介を終わらせていただきます。

次に、議事に入ります前に、お手元に配布しております本日の資料につきましてご確認をさせていただきます。

まず、会議次第でございますが、併せて出席者名簿と委員名簿を付けさせていただいており

ます。ここで一つおわびと訂正をお願いいたします。労働者名簿の中で、労働者代表委員、髙宮委員の関係でございますが、全日本海員組合関東地方支部、地方支部長代行となっておりますが、大変申し訳ございません。副支部長になります。おわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

続きまして配布資料でございます。配布資料1は、先ほどご覧いただきました東京地方労働

審議会港湾労働支部規程集でございます。

次に配布資料2、第9期第2回東京地方労働審議会港湾労働部会資料「港湾労働法施行状況について」でございます。こちらは次第の第6、港湾労働法施行状況についての説明の際に使用させていただきます。続きまして配布資料3、港湾労働専門委員会報告書（案）。配布資料4、新たな港湾雇用安定等計画（案）等に関する公益代表委員見解。配布資料5、港湾雇用安定等計画（案）。配布資料6、港湾雇用安定等計画（案）変更ポイントについて。配布資料7、港湾雇用安定等計画（案）新旧対照表でございます。こちらは次第7、港湾雇用安定等計画案についてのご説明の際に使用させていただきます。配布資料は以上でございますが、資料で足りないなどございますでしょうか。よろしいでしょうか。

**３　議事進行**

【島村】それでは、議事に入らせていただきます。これからの進行につきましては、野川部会長にお願いいたします。野川部会長、よろしくお願いいたします。

【野川】それでは、この議事次第に沿いまして、進行をさせていただきます。委員の皆さまに

は、それぞれのお立場を代表してのご意見をいただきますとともに、議事運営が円滑にまいりますようご協力をお願いいたします。それでは議事を始めるにあたり、まず事務局より定数の確認状況をご報告ください。

**４　定数報告**

【島村】本日、委員の出席状況を報告させていただきます。委員定数15名のうち14名出席さ

れまして、定数の3分の2に達しておりますので、地方労働審議会令第8条の規程を満たして

いることをご報告させていただきます。

**５　議事録署名委員指名**

【野川】ありがとうございます。次の今回の議事録の署名委員でございますが、労働者代表に

つきましては佐藤委員、使用者代表につきましては髙木委員にお願いをいたしたいと存じます。

よろしいでしょうか。

【佐藤】はい。

【髙木】はい。

【野川】よろしくお願いいたします。

**６　港湾労働法施行状況**

【野川】それではさっそく本日の議題でございますが、港湾労働法施行状況等についてでござ

います。初めに事務局からご説明をお願いいたします。

【永野】東京労働局職業対策課長の永野でございます。委員の皆さま方におかれましては、当

局の港湾労働対策の業務運営に格別のご理解、ご協力をいただいておりますことを改めてお礼

を申し上げたいと思います。私のほうからは、本日お配りをしている資料のうち、横長白黒刷

りの資料2、こちらと、それからあと先ほど資料のご紹介にはなかったのですけれども、一緒

にお配りをさせていただいている横のカラー刷りの参考資料、これが配られているかと思いま

すので、この2つをお手元にご用意をお願いいたします。それでは着座にて失礼いたします。

まず、資料2のほうです。

こちらの表紙をめくっていただきまして、1ページの東京港常用港湾労働者就労状況の表を

ご覧いただければと思います。

この表は平成24年度から30年度の12月末までの期間の時系列で見た、東京港で働く常用港湾労働者の就労状況を示しているものでございます。ここでいう常用港湾労働者とは、期間の定めなく雇用されている港湾労働者、または2カ月を越える期間を定めて雇用されている港湾労働者ということになります。

昨年12月末現在、東京港におきましては、港湾労働法の適用を受ける事業所は139事業所

ございますけれども、この表は、その事業所に所属をして常用労働者として船内作業、沿岸作業、倉庫作業など港湾荷役に就いている労働者の方の就労状況ということになります。

まず一番左側①の月末現在有効者数、こちらをご覧いただければと思います。昨年12月末

現在までの港湾荷役作業に従事する常用労働者の人数で、括弧の中に入っている数字は、そのうちの女性の方の人数ということで、これは内数になってございます。見ていただきますと、平成24年度から29年度の年度ごとの推移、上のほうですが、ご覧をいただきますと、27年度28年度のあたりが4,400人台と若干減少が見られますけれども、29年度には回復をして26年度までとほぼ同水準となるおよそ4,550人前後の人数で推移をしているという状況でございます。ここの中ほどの減少の部分につきましては、3年に1回のサイクルで更新をされております港湾労働者証につきまして、27年9月がその更新のタイミングということで、各港湾事業所のほうから返納申請等が集中したということが挙げられるかと思います。本年度の月別の推移、下のほうになりますが、こちらをご覧いただくと分かりますけれども、今年度も3年に1回のその更新の時期に当たっておりまして、その更新月が9月ということでございましたので、やはりここでも返納の集中というところで一時的な減少が9月に見られるということが分かるかと思います。

また、女性労働者の推移というところに着目をいたしますと、平成24年度末、81人と、

一番上のところにございますけれども、そこから30年12月末の段階では、一番下のところになりますが1.6倍となります129人まで増加をしてきております。女性の活躍の場が、徐々にではありますけれども広がってきていると考えております。

次にもう一つの資料、カラー刷りのほうの参考資料をご覧をいただければと思います。

こちら表紙をめくっていただきまして1ページをご覧いただきたいと思いますけれども、

こちらは東京港における平成23年12月末現在と、それからおよそ7年後、今年度の9月末現在の常用労働者数を年齢階層別で比較をしたグラフでございます。平均年齢につきましては、右上のところに書かせていただいておりますが、平成23年が42.5歳、そして30年が42.9歳ということでございまして、およそ7年間で0.4歳上昇を見ているというところでございます。このグラフの半分より左側の20代後半から40歳代前半までの層で労働者数が赤のほうが30年ということになりますので、ここが減少しておりまして、中より右、40歳代後半から50代のところ、こちらのほうが増加をしているという状況です。労働者の高齢化が進展しているというところが分かるかと思います。

一方で、20歳代前半までの年齢層のところに増加が見られておりまして、次代の担い手であ

る若者の入職に明るい兆しが見えてきているのではないかというところです。港湾で働くことの魅力を若者に積極的に発信をし続けて、この動きをさらに大きくしていくということが望まれるのではないかと考えているところでございます。

それでは恐縮ですが、先ほどの資料2のほうへ戻っていただければと思います。

同じく1ページの今度は一つ横にずれまして、②の就労実人員の欄をご覧ください。

就労実人員とは、①の港湾労働者証を所持する常用労働者のうち、実際に港湾荷役作業に従

事をした人数ということになります。東京港におきましては、毎月4,000人前後の方が港湾荷役作業に精励をされております。就労実人員と有効者数に若干差があるのは、港湾労働者証を所持をしていても、その月に作業に従事をしなかったという方がいらっしゃるというところで差分が生じております。

次に③就労延数でございます。これにつきましては、港湾荷役の特徴である波動性により増

減がございますけれども、表の一番下にありますとおり、本年度の月平均で8万2,633人日と、前年度から1.9％の増と若干ですが増加傾向で推移をしているところでございます。その業務別の構成割合でございますが、同じく表の一番下のところを横に追っていただきますと、④のところが船内作業、これが1万5,287人日、全体の18.5％を占めております。そのさらに右、⑤欄の沿岸・倉庫作業、こちらは6万3,123人日で、同じく76.4％占めております。さらにその右、⑥欄のその他、これは、はしけあるいは船舶貨物整備等に当たるわけですが、4,222人日ということで、5.1％のシェアとなっているところでございます。また、一番右側、⑦欄の1人当たりの平均就労日数をご覧いただきますと、月平均20.3日ということでございまして、平成29年度の月平均から0.3日増加をしております。

表の全体を見ますと、今年度は昨年同期と比較して数字がプラス傾向となっている月が多く

なっているわけですけれども、これは東京港での取り扱い貨物量、入港船舶数ともに増加をしているということが1つの要因ではないかと考えているところでございます。

次に2ページをご覧いただければと思います。東京港港湾労働者就労状況のこちら全作業と

なっております。これは全体像ということでございまして、3ページから8ページのところにその作業別の内訳というものが載せられているものでございます。港湾運送の分野におきましては、高度な技術、技能を有する労働者をより積極的に確保していく方策が求められているというところですが、常用雇用の上、計画的な教育訓練を行うことによりまして、高度な技術、技能を有する労働者を育成していくということも重要でございます。そのため、港湾労働者の雇用の安定や能力開発の向上等を目的とする港湾労働法では、各事業主に雇用をされる常用労働者による作業、これを原則としているところでございまして、港湾運送の波動性に対応した企業外労働力として、まずは港湾労働者派遣制度の活用、ここで確保できない場合はハローワーク紹介の日雇労働者、さらにそこで確保できない場合に例外的に直接雇用で日雇労働者という順序になっているところでございます。

2ページの表、一番左の①欄。こちらが港湾労働者全体の就労延日数となっておりますけれ

ども、②欄のこの企業常用雇用労働者から⑥欄の日雇労働者のうち直接雇用まで、これを内訳として雇用形態別の就労状況、これを記載しているものでございます。表の下から2段目のところ、平成30年度計のところですけれども、4月から12月までの9カ月分ということになりますが、①の就労延数の合計、これは76万1,137日、このうち②の企業常用雇用労働者数、こちらが73万8,538日ということで、全体の97％を占めるに至っております。このように東京都における港湾作業は、かなり高い比率で企業内の常用労働者によって行われているということが言えると思います。港湾労働法が求める安定した雇用関係に基づいた健全な運営が一定程度定着をしていると認識をしているところでございます。

一方で残りの3％の部分でございますけれども、延日数にして2万2,599日になりますけれ

ども、企業外労働力ということになります。これは港湾労働者派遣、安定所紹介の日雇労働者、それから直接雇用の日雇労働者ということになるわけですけれども、企業外労働力の活用につきましては、直接雇用の日雇労働者の割合が一番高くなっているということで、各年度ともだいたい全体の企業外労働の90％前後を占めているという状況でございます。

一方で港湾労働者派遣による就労延数のほうは、企業外労働力のうちでは2～3％ほどという

ことで、こちらは若干小さいということでございます。本日お配りしている資料には載っていないのですけれども、6大港全体、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、関門というところで見ますと、企業外労働力に占める港湾労働者派遣の占める割合が、平成29年度の平均で11.1％となっておりましたので、これと比較いたしますと、東京港の港湾労働者派遣制度活用の割合は低くなっているということになります。

しかしながら、本年6月以降の状況をこの表で見ますと、前年同月比がプラスに転じている

というのが今年の特徴ではないかなと考えているところでございます。各港湾により事業所ごとの規模ですとか、作業種類の構成などの諸条件が異なってまいりますので、単純に比較するということは難しいわけでございますが、これらの数字だけを見ますと、東京港における港湾労働者派遣制度の活用の余地というのが、まだ残っているものと考えておりますので、引き続き労働局といたしましても港湾労働者派遣制度の周知に努めて参りますので、各事業主の皆さまにおかれましても、制度の利用促進につきましてご協力をお願いできればと考えております。

なお、先ほどもご案内をいたしましたが、3ページから8ページは作業別の内訳の就労状況

を記しておりますので、こちらは後ほどご覧をいただければと思います。また、9ページ以降につきましては、この後、港湾労働安定協会東京支部さんのほうからご説明があるかと思います。以上、簡単でございますけれども、東京港における港湾労働者の就労状況の概況につきまして、ご説明をさせていただきました。ありがとうございます。

【野川】ありがとうございました。それでは次に、港湾労働者派遣事業業務取扱状況につきま

して、東京地方労働審議会運営規程第4条第3項に基づき、一般財団法人港湾労働安定協会東

京支部からご説明をお願いしたいと存じます。

井上支部長、お願いいたします。

【井上】港湾労働安定協会東京支部の井上と申します。より良い東京支部業務にご理解とご協

力を賜り、大変お世話になっており、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。雇用安定セン

ターで取り扱っておりますあっ旋状況について、これから簡単にご説明させていただきます。

では座って説明させていただきます。

資料2の9ページをご覧になっていただけますでしょうか。資料の9ページは、平成30年

度の取扱状況となっております。労働局と同じように12月までの月別が載っているところでございますが、次のページが一番最後のページですが、平成29年度全体の取り扱い状況となっておりますので、これはご参考までにご覧になっていただければと思います。

それでは9ページの表のご説明に入らせていただきます。

この表は、上と下と2段になっておりますが、上の表が30年度の月別の取り扱い状況を示しており、下の表は年度別の月平均取り扱い状況を示しております。まず上の月別表でございますが、平成30年12月の欄の行をご覧になっていただきたいのですが、その取扱状況につきまして左のほうから説明させていただきます。

まず派遣元事業所欄ですが、その12月の事業所数では東京港では港湾労働法適用事業所139

店社ということになっております。このうち36店社が派遣事業の許可を取得して派遣元事業所となっております。その右の欄にございますが、対象労働者数でございます。その許可事業所36社で派遣労働の対象となっている方は、12月末現在813人となっております。これは前年比に比べて16人、5％の増加となっております。それからこの資料にはございませんが、先ほど労働局から説明もありましたが、ご参考までに同時期における常用港湾労働者数は4,574人ということで、つまり17.8％の方が派遣対象労働者ということになります。

　次のくくり、あっ旋申込欄でございますが、3つに分かれていますが、この項目は、私ども

雇用安定センターであっ旋申し込みをいただいた事業所の状況でございます。12月のものなの

ですが、あっ旋申込事業所数が29事業所、あっ旋申込件数が995件、あっ旋申込数が4,253

人となっております。このあっ旋申込を元にいたしまして、雇用安定センターでは派遣のあっ

旋を行っているところですが、その右のくくりがあっ旋状況ということになっております。あ

っ旋状況欄ですが、先ほどのあっ旋申込995件、4,253人に対しまして21件65人のあっ旋を

行っております。あっ旋の状況欄の下から2行目、合計欄なのですが、派遣元事業所数をご覧

ください。派遣労働者を出している事業所は、延べなのですが、15社となっております。平成

30年12月までの延べ人員が197人、派遣延人日数は649人日となっております。一番右側に

ありますが、派遣労働者を受け入れている事業所数、派遣先事業所数とありますが、これも延

べで20社となっております。

下の表の年度別でございますが、同じ項目で各年度別に月平均を記載しております。後ほど

ご覧になっていただければとそのように思います。

以上、簡単ではございますが、私の雇用安定センターの派遣業務の取り扱い状況についてご

説明させていただきました。ありがとうございました。

【野川】ありがとうございました。

それでは続きまして、中央で検討中の港湾雇用安定等計画案につきまして、同じく審議会運営

規程第4条第3項に基づき、厚生労働省職業安定局建設港湾対策室からご説明お願いしたいと

存じます。吉野室長、よろしくお願いいたします。

**７　港湾等雇用安定等計画案**

【吉野】改めまして、皆さん大変お世話になっております。ご紹介いただきました厚生労働省建設・港湾対策室の吉野でございます。まず私からも重ねてになりますが、皆さま方には、日頃より東京労働局、品川公共職業安定所等の港湾労働の関係の業務につきまして、多大なるご協力、ご尽力を賜っていることを御礼申し上げたいと思っております。

今日は議題にありますとおり、今年の4月から新たに実施しようと考えております港湾雇用

安定等計画（案）のご説明をさせていただきたいと思っておりますが、その前に私から一つ、

皆さま方にお話をさせていただきたい件がございます。

もうご承知のとおり、年末、年明けから統計の関係で皆さま方に大変ご迷惑をおかけしております。いわゆる毎月勤労統計というものでございますけれども、この毎月勤労統計に関しましては、政策立案、保険給付、学術研究そして企業の方々の経営判断、そういったものの基礎として、当然のことですけれども常に正確性が求められる政府統計になっております。

ご存じのとおり、この調査に関しまして、全調査を行うべきところを抽出で行っていたり、

統計のテクニカルな部分ですが復元という処理をしていなかったり、さまざまな課題、問題を抱えていたということが、今、明らかになっております。そういった中で、国民の皆さま、そして労働者の方々、事業主の方々に大変ご迷惑をおかけしていることをまずもってお詫びをしたいと思います。今回の事案によりまして、雇用保険給付、そして労災保険給付の関係で影響が生じております。これは追加給付が必要になってくるということになっております。われわれとしましても、現在必要なシステム等々含めて準備を行いまして、できるだけ早い段階でお支払いができるように準備をしているところでございます。

また、併せまして今回の事案に関して、皆さま方からのお問い合わせダイヤルという専用ダ

イヤルを設けております。そこで皆さま方からのご照会、ご相談に今現在対応させていただいているところです。厚生労働省といたしましては、今般の事案の原因をまず明らかにするとともに、統計に関します姿勢を正して、同時に国民の皆さまに対して必要な追加給付を行う、併せて調査結果を踏まえてこうしたことを二度と繰り返さないということを、再発防止を通じて講じてまいりたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、議題にあります計画についてご説明をさせていただきます。

資料ですが、お手元に資料3から資料があると思います。本日ご説明をしたいと思ってお

りますのは、本省で港湾労働専門委員会というものを設けておりますが、そこでの議事の内容をまとめた報告書（案）、それから今年の4月から適用させていただきたいと思っておりますが、計画（案）というものをお手元にご用意をさせていただいております。

まずこの計画に関してですが、お手元の資料3をご覧いただきたいと思います。はじめに、ということで、1ページ目の上に書かせていただいておりますが、昨年の10月から4回にわたりまして専門委員会を開催させていただきました。その中身としましては、この計画が5年間の計画ですので、今現在の計画が平成26年から始まっております。ちょうど今年度で終了となりますので、平成31年4月1日から新たに適用すべき計画をご検討いただくとともに、今の現行制度のあり方についても検討を行っていただいたところです。その検討結果としまして、今後の港湾労働対策の推進にあたっては以下のような対応を行って、その進捗状況を確認していくということをこの専門委員会の中で確認をさせていただいたところです。

その推進にあたっての中身ですが、1ページ目の2番でございます。適用港湾・適用職種へ

の対応についてというところです。これに関しましては、皆さま方もご承知の方もおられると思いますが、昨年の18春闘の中で、この適用港湾・適用職種への対応について労使合意がされたということでございました。そういったところも踏まえまして、今回の専門委員会の中では、まずこの対応についてどのように行うかということをいの一番に持ってきたところでございます。

この2番に書かせていただいている内容ですが、最初の段落、2番目の段落は今現在の適用

港、いわゆる6大港、そして業種についても今の適用範囲についてのご説明をさせていただいているところでございます。そして1ページ目の下からですが、こうした前提の下、適用港湾・適用職種の範囲については、港湾労使の合意がなされたという状況も踏まえ、港湾労使による検討が引き続き行われることにも留意しつつ、諸情勢の動向を見極めながら、行政も含めて議論を重ねる必要があるということでございます。

この部分に関してですが、まず労使合意が行われたということを踏まえて、いわゆる適用港

湾・適用職種に対応については、昨年、4回専門委員会をやらせていただきましたけれども、相当の時間を費やしました。それぞれ労使の皆さま方から、様々なご意見がある中で、最終的に昨年12月26日の段階においても労使の間で意見の平行線が続きました。そういった中で、公益代表委員の座長を含めて委員の皆さまからのご提案もあって、いったん審議を中断し、公益代表委員の方々が労使それぞれの委員を別々に別の部屋にお招きをして、個別に対応させていただいたということが実際にございました。そういった中で、今日の資料にも付けさせていただいておりますが、資料4ということで、新たな港湾雇用安定等計画（案）等に関する公益代表委員の見解というものをお示しいただいたところであります。内容は3つございます。

まず1番目として、この計画の性格についてということで記載されています。この港湾雇用安定等計画というものは、港湾労働法第3条の中で定められております。そしてここでいう「港湾｣とは、現時点においては、同法施行令においていわゆる「6大港」が規定をされております。従って、計画は6大港における港湾労働者の雇用の安定その他港湾労働者の福祉の増進についての事項を定めるものと解することができる、これが1番に記載されております。

そして2番目ですが、労使のご意見です。労働者代表委員からは、港湾労働法の適用範囲

等の見直しについて労使で合意したことを踏まえ、新たな計画案に記載すべきというご意見

がありました。これに対しまして、使用者代表委員からは、本件については労使間で検討が

行われている段階であることから、現時点では時期尚早であるという意見があったというこ

とでございます。

これらを踏まえまして、3番目に公益代表委員の見解を記載させていただいております。

この港湾労働法の適用範囲等の見直しを新たな計画案に記載することについては、先ほど申

し上げたとおり、4回にわたり専門委員会の場において、労使双方から様々なご意見があり、

議論は出尽くしたというところであったと思っております。そういった中で、公益代表委員

としては、労使の意見そして計画の性格を総合的に勘案した結果、計画については事務局案

ということでお示しをさせていただいた案のとおりとするとともに、今ご説明を申し上げて

いますこの報告書に関して、進捗（しんちょく）状況を確認するという文言を加えた上で、

これらを地方労働審議会港湾労働部会へ提示することとすべきとの公益代表委員の見解をい

ただいたということであります。これを踏まえて昨年12月26日の段階におきましては、こ

の案をもって地方の港湾労働部会に提示をするということに関してご了解をいただいたとい

う経緯があります。

　繰り返しになりますが、計画に関しましては、港労法で定められている現状の6大港の記載

をするということ、そしてこの報告書ですけれども、最終的にこの上部会の雇用対策基本問題

部会に報告するという位置付けになっております。

その中で労働者代表委員のご意見も記載をさせていただいた上、さらにその進捗状況につい

ても確認をしていくという記載をさせていただいたということで、本省の専門委員会の中では、この案で地方に提示をすることについてご了解を得て、本日は皆さま方にお示しさせていただいているところでございます。この適用港湾・適用職種の対応については、このような経緯があって、今こういった形で整理をさせていただいているというところがまず一つの説明でございます。

続きまして報告書の2ページ目、3番目に直接雇用の日雇労働者への取り扱いを記載させて

いただいております。これについても、先ほどの東京労働局のご説明にもありましたとおり、いわゆる港湾労働法の雇用に関するルールというものが4つあります。その中で例外的な措置として認められている直接雇用の日雇労働者に関しては、減少を図っていくということが現計画の中でも記載されていますけれども、そういった部分を改めて今回に関しても記載をさせていただいているところでございます。当然ながら、各港の固有の事情等々ありますので、そういったものを踏まえながら対応していくべきだと思っておりますが、この2ページ目3番の真ん中のあたりには、常用港湾労働者の就労割合は約97％、そして直接雇用の日雇労働者の就労割合が約3％程度を占めているという状況がここ数年続いているところでございます。

そういった日雇労働者の就労が一定程度存在しているということに留意しつつ、われわれ

としましても、各事業所におけます的確な利用状況の把握、それから指導等々も含めてやっていきたいと思っておりますが、港湾労働者派遣制度、これはいわゆる一般の労働者派遣が港湾運送業務を禁止しているため、港湾労働法で特別に認められている制度となっております。しかしながら、この利用がなかなか進んでいないという状況がありますので、更なる活用を促進するということで、改めて国、それから港湾労働者雇用安定センター、そして事業主の方、そして団体の方々、それぞれが改めて講ずべき取り組みについて確認・精査を行って、この直接雇用の日雇労働者の就労日数の減少に努めていくということを今回改めて書かせていただいているところでございます。

それから2ページ目の4番、下のほうですけれども、雇用秩序の関係です。ここに関しまし

ては、大きく2点書かせていただいております。

まずはご存じの方も多いと思いますが、いわゆる港湾労働者証の色分け部分です。

ここに関しましては、港湾運送事業法上の許可を必要としない港湾倉庫事業主に雇用されている労働者等々と区分けをするという意味で、黄色と青色の港湾労働者証の色分けを昨年10月から実施をさせていただいているところです。

3ページ目にわたりますが、運用を開始して間もないということもあり、いろいろな課題等々が発生することも考えられます。われわれとしましても、そういったご意見を踏まえた上で地方運輸局との連携の強化を図りながら、その実効性の確保にこれから努めていきたいということを記載させていただいております。

それから3ページ目の上段のほう、また書きですが、港湾倉庫の部分です。港湾倉庫の適用につきましては、これも当然ですけれども、より適正に制度を運用していくという観点から、適用に係る調査、それから貨物量の算定基準のあり方につきまして、本省にも、いろいろ疑義を含めてご相談が今までありました。

そういったことを踏まえまして、今回計画の中でも、改めてこの港湾倉庫の部分について検

討をこれから行っていきたいということを記載させていただいたところでございます。

それから3ページ大きな5番、能力開発の部分です。前段の部分は、いわゆる港湾運送事業雇用実態調査を5年に1回実施しており、その調査結果を記載させていただいております。教育訓練を行った割合ですとか、ガントリークレーンの革新荷役等が占める割合ですとか、そういった数値をお示しさせていただいているところです。また、後段の部分はご存じのとおり、現在港湾技能研修センターが愛知県豊橋市にありますが、今年の10月から兵庫県神戸市のポートアイランドに移転する予定になっています。私も先日、神戸に行って今の状況を見させていただきましたけれども、豊橋に比べると実際の面積も2倍ほどになっておりますし、ガントリークレーンに関しましても、今、豊橋は内陸に設置されているのですが、ポートアイランドのほうは機種もスーパークラスのガントリークレーンになっておりますし、既に岸壁に設置されています。今年の10月に向けて工事は進んでおりますので、10月から新しい訓練が神戸で開始できると思っておりますけれども、これに伴いまして新たな研修センターで訓練内容の一層充実を図るということが必要だと思っておりますし、港湾労働者の方々の高度な技術、技能の習得、そして何よりもやはり若手・中堅労働者の方々への円滑な技能継承に対する支援も必要だということで、これは研修センターを運営されている港湾労働安定協会とも連携をしながら、われわれとしても必要な支援を行っていきたいと思っているところでございます。

それから3ページ目の一番下に6番ということで、港湾労働者派遣の部分を書かせていただいております。内容は4ページ目以降になりますが、先ほど申し上げたとおり、港湾労働者派遣については、港湾労働法の中で特別に定められた制度でございますが、利用がここ数年同一の程度となっているということがございます。そういったところで、改めて何が問題なのかということを検討する、当然ながら周知、ご存じない事業主の方、事業所もおられるかもしれませんし、そういったことも踏まえて何ができるかということを改めてそれぞれの関係者が検討を行って、更なるこの港湾労働者派遣制度の活用促進の取り組みを行っていきたいと思っているところでございます。

それから4ページ目の真ん中あたり、その他というところで、これも大きく2つでございま

すが、まず（1）として、港湾労働者の就労状況でございます。これに関しましても、5年に1回の調査等々で様々なデータをここに記載させていただいております。例えば4ページ目の最初のほうでいきますと、いわゆる波動性のピークとボトムの日数の関係、5ページ目にいきますと、派遣制度の関係、それから5ページ目の真ん中、中段以降はいわゆる労働時間、やはり港湾労働者の部分は、数字だけを見ますと他の産業に比べると労働時間が長くなっているというような実態がこの数字として分かっているところでございます。

それから6ページ目にわたりますが、週休2日制の導入状況、それから退職金制度の導入状

況、そういった様々な数値をお示しした上で、改善も見られる部分はありますが、やはり港湾労働の取り巻く状況の変化を踏まえた上で、こういった状況に的確に対応した対策を講ずるべきだということをまず一つ書かせていただいております。

それから6ページ目の（2）ということで、これは今回新たに加えさせていただいた部分で、いわゆる働き方改革でございます。

これに関しましては、昨年の6月に働き方改革一括法案を成立がなされたところですが、こ

の法案は様々な法律が入っておりますので、それを順次、今年の4月から例えば労働時間の関係等いろいろ施行がされていくことになります。けれども港湾運送業界に関しましても、先ほどの東京労働局の説明にもありましたとおり、高齢化も、他の産業に比べれば低い水準ではありますけれども、当然ながら進展をしていくということ。それから若い方が入ってきているということもありますが、いわゆる入職率に関して、他の産業に比べるとやはり低い状況になっているということ。そういった中で労働時間等々含めて先ほど少しお話しをしましたが、今の若い方、いわゆる担い手の方が仕事を選ぶ基準はいわゆる労働条件と一口に言いますが、賃金も当然だと思いますけれども、やはり働く時間、そして休日、ここも非常にポイントとして重きを多くする人たちが非常に多いということを学校の先生等からもお聞きをしているところでございます。そういった中で、港湾運送業界が魅力ある職場、担い手を確保できるようにするためにはどうするかを、行政を含めて労使の方々の中でもいろいろとご議論をいただきたいということで、あえてこの働き方改革の部分へ書かせていただいたところでございます。報告書に関しましては、この資料3、4でご説明を申し上げましたが、こういった専門委員会の中で様々な議論をさせていただいて計画（案）を作成させていただいたところでございます。

資料5は、これは計画（案）の清書版になっておりますので、資料6と7で計画（案）の概要をご説明させていただきたいと思います。

資料6が今回の計画で大きく変更させていただいたポイントをまとめたもの、そして資料7がいわゆる新旧対照表、右側が現行計画、左側がこの新計画案ということで、左側の赤字部分がいろいろなデータ等々を含めてリバイスをした部分ということでご理解いただければと思います。計画の変更のポイントでございますが、大きく5つございます。

まず1番目でございますが、今申し上げた働き方改革の部分の港湾運送業界としての取り組みのあり方ということで、この資料7でまいりますと、3ページ目をご覧いただきたいのですが、3ページ目の真ん中、左側、赤字で書かせていただいておりますが、報告書の内容と同じような内容になっておりますけれども、働き方改革の部分に関して、この計画の中にも記載をさせていただいたということが大きな変更点の1つでございます。

それから変更点2番目としまして、労働力の需給調整の部分で、5ページ目のところの真ん中あたり、これも左側ですけれども、赤字部分ですが、いわゆる港湾労働者の常用化の推進、そして港湾労働者派遣の適正な運営及び有効活用の促進ということを今回より明確に書かせていただいたということがまず1つ。それから6ページ目の真ん中の左側ですけれども、ここは新たに加えた部分ですが、先ほど申し上げた雇用秩序の部分で、港湾労働者証の色分けの部分、この実効性の確保、それから港湾倉庫の適正に係る制度面についての記載を書かせていただいたというところでございます。

それから変更点の大きな3番目としまして、8ページ目の真ん中左ですけれども、これも文言修正的になりますが、雇用管理改善の重要性、それからその実効性の確保、周知と確保ということを改めてこの計画の中に書かせていただいたというところが3つ目の大きな変更点でございます。

そして4番目としまして、能力開発の部分で9ページ目になりますが、これも左側真ん中あたりに赤字で書かせていただいておりますけれども、新たなセンターができるということを踏まえまして、この訓練内容の充実、強化ということの記載をさせていただいたところでございます。

そして5番目としまして、10ページ目の左側の上のほうの赤字部分、これも派遣制度の周知の徹底、それから真ん中あたりの赤字で書かせていただきましたが、港湾労働安定協会とも協力をしながら活用促進に努めるということを改めてここで記載をさせていただいているというところでございます。

それ以外のところは、先ほど申し上げたとおり、データの5年前との修正、それから文言的

な一部修正をさせていただいておりますが、大きな変更点としましては、今申し上げた5つです。これに関しまして、この計画のこれからの進め方ですが、本日の東京の港湾労働部会でご説明をさせていただき、皆さま方からまたご意見も頂戴する、本日が実は6大港最後、6大港他全て回らせていただいておりますので、そういった皆さま方のご意見を踏まえて2月の下旬にもう一度本省の専門委員会を開催させていただき、地方でのご意見等々を踏まえた上での計画（案）及び報告書（案）をお示しした上で、報告については案を取る形でのご審議をいただき、計画についてはまだその段階では案ですけれども、先ほど申し上げたこの専門委員会の上部会に雇用対策基本問題部会がありますので、そこに上げる案としての決定を専門委員会で2月の下旬にしていただきたいと考えているところです。その上で、3月に大臣告示をし、4月からはこの新たな計画を適用させていただきたいというのがわれわれ事務局の考えです。本日は皆さま方の忌憚（きたん）のないご意見を頂戴したいと思っております。非常に簡単なご説明で恐縮でしたが、報告書（案）と計画（案）に関しての説明は以上でございます。

【野川】ありがとうございました。

それではただ今、事務局と港湾労働安定協会、それから厚生労働省建設港湾対策室からそれ

ぞれご説明がありましたが、このそれぞれのご説明の内容につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、どうぞ自由にご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

**８　質疑応答・意見交換**

【佐塚】それでは。

【野川】はい、佐塚委員。

【佐塚】東京港湾労働組合の書記長の佐塚と申します。この安定計画というお話について、

一定の中で、東京独自としての問題という形で、少し発言させていただきたい思いがございま

す。

実は、臨港地区が適用地区となっておる大井埠頭の山側、ターミナルの背後地における場所

なのですけれども、現在、貨物のターミナルと言っていいのか、貨物倉庫、そちらのほうは内陸の扱いという形で港労法の適用場所ではないという形で、今、こちらの計画の案の形でページ3ページ、あとこちらの計画の案という形の6ページの港湾倉庫の適用という意味合いを込めて述べさせていただいている形なのですけれども、実はそこは港労法の適用となっていないという形になっているために、私たち組合のほうが状況確認できているというところでも実は2社という。2社、名称は伏せさせていただきたいのですけれども、この2社というものがこの地域で港湾運送行為といえる業務を行っているという実態を私たちはつかんでいる状態になっております。

ですけれども、そこの場所でやっている2社が輸入貨物のデバン作業及び保管配送業務とい

う形で、実は作業なされているのですけれども実際的には2社は、倉庫免許、あと利用運送免許はお持ちなのですけれども、やはり一番のターミナルの背後地といえば、私たちの認識であれば港頭地区の扱いという形がまず頭にうかがわれるんですけれども、そちら側の直接どうしても港頭地区にありながらにしてその場所だけ特別にわれわれも立ち入ることができないという特殊な場所というのが、今の現状となっております。

ですからそのへんも踏まえていただいて港湾倉庫の適用という計画の案、こちら私たちも4

月に労働局の九段に行って交渉ごとを行ってこの数年、この課題も触れているのですけれども、ここから新たにまた年度の切り替わりという形で、新たな計画の案が出されるという形の中、一歩進んでいただいて、港湾倉庫の適用という形をもう少し力を入れていただきたい。何か文言的にも一つ、その港湾倉庫の適用という形をもう少し踏み込んでいただきたいという思いが東京独自としての問題としてございます。ですからその2社に関しては、うちのほうも別に申し上げることはいたしません。実情というのをご存じいただけたらと思います。以上です。

【野川】ご指摘、ご要望ということだと思いますが、何かお答えすることございましたら、

吉野室長、お願いいたします。

【吉野】ありがとうございます。港湾倉庫の部分に関しましては、今ご指摘があったように、

様々な課題があるとは思っております。そういった意味で今回、計画の中に項目立てさせてい

ただいたということがございます。

ただ、こういった法律に基づいた計画ですので、少し表面的な言いぶりになっているとは思いますけれども、内容的には非常に多岐にわたるとわれわれも認識はしていますので、正直言ってこの5年間にどこまで進めるのかというところも、非常にわれわれも危惧はしているところです。ただ問題意識として、当然抱えながらやっていきたいと思いますので、ご意見いただいたような個別の案件も含めてですけれども、様々なご意見も頂戴しながら検討していきたいと思っております。

【佐塚】適用地区の拡大という形で、ぜひよろしくお願いいたします。

【野川】ありがとうございます。他にいかがでしょうか。佐藤委員。

【佐藤】適用港湾・適用職種の対応についてであります。私たちは全港湾なのですけれども、

全国を回っても、どこへ行ってもやはり全港全職種について適用すべきだと、そういう意見が

ほとんどなのです。まして、今回のこのような適用港湾・適用職種の範囲についてということ

で語用されているということも聞いています。そういったところ、なぜ新たな港湾計画に載せ

ないのか、そのことについて、こちらとしてもやはり非常に感じているというところもありま

すし、他のところでもやはりいろいろな意見があるとは思うのですが、でも基本的なところで

は、やはり全港全職種が適用すべきだと考えています。以上です。

【野川】ご意見ということでよろしいでしょうか。もしお答えがあればお願いいたします。

【吉野】ありがとうございます。先ほどもご説明を申し上げたとおりなのですけれども、本当

にこの全港・全職種に関しては、専門委員会で相当労使の間でも意見の交わしがありました。

最終的に先ほどご説明した資料の公益代表委員の見解もあり、計画というのは港労法に基づい

て6大港の部分に関して書かせていただいたというところがまず1つでございます。

そして報告書の中で、労働代表委員のご意見等も踏まえて書かせていただいたというところ

がありますし、その後の進捗状況も確認をするということも書かせていただいたというところで、最終的にはそれで地方の港湾労働部会にお示しをすることについてご了解を得たというところになっていますので、われわれ事務局だけで決める話ではなくて、専門委員会の中で相当の議論、時間をかけて話をしていただいた中で今の形になったということで、まずはご理解いただきたいと思っています。

【野川】ありがとうございました。他にいかがでしょうか。ご意見、ご質問どちらでも結構で

ございますが、ございますでしょうか。使用者代表のどなたかございませんか。公益委員もよ

ろしいでしょうか。

それでは特に他にご意見ございませんようですので、これをもちまして審議を終了させてい

ただきたいと存じます。ありがとうございました。

以上で第9期第2回東京地方労働審議会港湾労働部会を終了いたします。事務局お願いいた

します。

**９　閉会**

【島村】野上部会長、ありがとうございました。本日、各委員の皆さま方には、ご多忙のとこ

ろお集まりいただき、ご審議くださいまして誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。皆さま、どうもありがとうござい

ました。